

## (75) 製造業等の支援に関する事項

信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第2条第1項の規定による認定（環境配慮型企業投資応援成金交付要綱（平成17年3月24日付け16産技第491号商工部長通知）の規定に基づく助成金の交付対象として認定を受けた事業に係るもの）を除く。）

別表第2の5の(72)を同(74)とし、同(62)から(71)までを2ずつ繰り下げ、同(61)に次の事項を加える。

カ コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業補助金交付要綱（平成16年長野県告示第445号）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(61)を同(63)とし、同(60)を同(62)とし、同(59)を同(61)とし、同(58)のアに次の事項を加える。

(イ) 第39条の5第1項の規定による施設の勧告

(ウ) 第39条の5第2項の規定による協議の勧告

別表第2の5の(58)を同(60)とし、同(57)のソを削り、同タを同ソとし、同チからヌまでを同タからニまでとし、同(57)に次の事項を加える。

ヌ みどりのアクション推進事業補助金交付要綱（平成16年10月1日付け16森第467号林務部長通知）の規定に基づく補助金の交付

ネ 里山・集落再生支援事業補助金交付要綱（平成17年1月4日付け16森第534号林務部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(57)を同(59)とし、同(43)から(56)までを2ずつ繰り下げ、同(42)中「有害動植物防除対策事業」を「鳥獣害防止対策に」に、「有害動植物防除対策事業補助金交付要綱（昭和50年長野県告示第379号）」を「鳥獣害防止対策事業補助金交付要綱（平成16年10月12日付け16農技第542号農政部長通知）」に改め、同(42)を同(44)とし、同(34)から(41)までを2ずつ繰り下げ、同(33)のエを削り、同(33)を同(35)とし、同(32)を同(34)とし、同(31)を同(33)とし、同(30)に次の事項を加える。

コ 食農教育地域活動支援事業補助金交付要綱（平成15年4月17日付け15農政第420号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付

サ 米の数量調整円滑化推進事業補助金交付要綱（平成16年6月28日付け16農技第306号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付

シ 総合食料対策事業補助金交付要綱（平成16年6月28日付け16農技第359号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付

ス 転換技術現地実践事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け16園第48号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付

セ おらのむらづくり事業補助金交付要綱（平成16年7月12日付け16農村第263号農政部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(30)を同(32)とし、同(29)を同(31)とし、同(28)を同(30)とし、同(27)に次の事項を加える。

タ 希望の旅事業補助金交付要綱（平成16年3月31日付け15障第727号社会部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の5の(27)を同(29)とし、同(20)から(26)までを2ずつ繰り下げ、同(19)中「同和対策」を「人権尊重」に改め、同(19)を同

(21)とし、同(21)の前に次の事項を加える。

## (20) 河川の流域対策に関する事項

雨水の各戸貯留施設設置支援事業補助金交付要綱（平成16年4月21日付け16下第30号土木部長通知）の規定に基づく補助金の交付（長野県長野地方事務所長に限る。）

別表第2の5の(18)を同(19)とし、同(10)から(17)までを1ずつ繰り下げ、同(9)の次に次の事項を加える。

## (10) 建設産業の構造改革支援に関する事項

新建設産業自律支援研修会開催費補助金交付要綱（平成16年5月28日付け16監第113号土木部長通知）の規定に基づく補助金の交付

別表第2の40及び41を削り、同39中「36の(7)」を「38の(7)」に改め、同39を同41とし、同38を同40とし、同37中「36の(12)」を「38の(12)」に改め、同37を同39とし、同36の(3)のアの(オ)のb中「（舗装道路の縦断占用にあつては延長1,000メートルまでのものに限る。）」を削り、同(7)のウの(7)、同(8)のアの(ウ)及び同(9)のアの(イ)中「、公共施設の建設に係るもの」を削り、同(10)に次の事項を加える。

タ 第25条第1項の規定による勧告

ケ 第25条第2項の規定による土地取得のあつせん等

別表第2の36の(17)を次のように改める。

## (17) 国有財産の管理に関する事項

国有財産法（昭和23年法律第73号）の規定に基づく次の事項（国土交通省所管国有財産に係るものに限る。）

ア 第31条の2第1項の規定による立入

イ 第31条の3第1項の規定による境界確定の協議

ウ 第31条の4第1項の規定による調査

エ 第31条の4第2項の規定による境界の決定

オ 第31条の5第3項の規定による通知及び公告

別表第2の36の(18)中「(3)のアの(マ)」を「(3)のアの(ホ)」に改め、同36を同38とし、同25から35までを2ずつ繰り下げ、同24中「長野県情報技術試験場長、長野県工業試験場長、長野県精密工業試験場長及び長野県食品工業試験場長に共通して」を「長野県工業技術総合センター所長に」に、「長野県工業関係試験研究機関試験等手数料徴収条例」を「長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例」に改め、同24を同26とし、同23を同25とし、同22を同24とし、同24の前に次の事項を加える。

## 23 長野県動物愛護センター所長に委任する事項

長野県動物愛護センター条例（平成12年長野県条例第12号）の規定に基づく次の事項

(1) 第3条の規定による使用の許可

(2) 第6条の規定による使用料の免除

別表第2の21を同22とし、同17から20までを1ずつ繰り下げ、同16中「長野県環境保全研究所副所長」を「長野県環境保全研究所長」に改め、同16を同17とし、同15中「14の(1)、(14)、(25)のウ、(28)のア」を「15の(1)、(14)、(15)のカ、(24)のウ、(27)のア」に、「(40)から(50)」を「(39)から(48)」に改め、同15を同16とし、同14の(11)のアの(7)中「第5条」を「第5条第1項」に、「健康診断」を「健診」に改め、同(シ)を同(リ)とし、同(カ)から(カ)までを同(カ)から(セ)までとし、同(オ)中「、患者の隔離」を削り、同(オ)を同(カ)とし、同(イ)から(イ)までを同(オ)から(カ)までとし、同(7)の次に次の事項を加える。

(イ) 第5条第2項の規定による健診の措置の実施

(ウ) 第5条第3項の規定による通知

## (イ) 第5条第4項の規定による書面の交付

別表第2の14の(14)のアの(ヘ)を同(イ)とし、同(リ)から(ス)までを同(フ)から(リ)までとし、同(フ)の前に次の事項を加える。

## (タ) 第29条の4第1項の規定による措置入院者の退院の決定及び意見の聴取

別表第2の14の(14)のアの(セ)を同(リ)とし、同(ス)中「(第34条第4項において準用する場合を含む。(セ)において同じ。)」を削り、「告知」を「告知(第34条第4項において準用する場合を含む。(リ)において同じ。)」に改め、同(ス)を同(セ)とし、同(リ)を削り、同(リ)を同(リ)とし、同(カ)の後に次の事項を加える。

## (チ) 第29条第1項の規定による精神障害者の入院の決定

## (ナ) 第29条第3項(第29条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による書面による告知

別表第2の14の(15)に次の事項を加える。

カ 市町村母子保健事業等負担(補助)金交付要綱(平成9年10月6日付け9保予第693号衛生部長通知)の規定に基づく負担(補助)金の交付

キ 長野県不妊治療費助成事業実施要綱(平成16年長野県告示第425号)の規定に基づく助成金の交付

別表第2の14の(21)を削り、同(22)を同(21)とし、同(23)から(46)までを1ずつ繰り上げ、同(47)を削り、同(48)を同(46)とし、同(49)から(53)までを2ずつ繰り上げ、同14を同15とし、同11から13までを1ずつ繰り下げ、同10の後に次の事項を加える。

## 11 長野県西駒郷地域生活支援センター所長に委任する事項

長野県西駒郷の施設及び設備の管理(長野県西駒郷条例(昭和43年長野県条例第12号)第5条第4号に掲げるものを除く。)

別表第2の51を同54とし、同46から50までを3ずつ繰り下げ、同49の前に次の事項を加える。

## 48 公安委員会に委任する事項

公安委員会所管の事業者に対する長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)の規定に基づく次の事項

## (1) 第41条の規定による指導及び助言

## (2) 第42条の規定による説明又は資料の提出の要求

## (3) 第43条の規定による是正の勧告

## (4) 第44条第1項の規定による事実の公表

## (5) 第44条第2項の規定による意見聴取

別表第2の45を同47とし、同44を同46とし、同43の(1)中「次に掲げる収入金」を「県営水道条例(昭和38年長野県条例第17号)第21条に規定する料金」に改め、同ア及びイを削り、同43に次の事項を加える。

## (3) 長野県ガス事業の廃止に伴う清算等

別表第2の43を同45とし、同42を同44とし、同41の後に次の事項を加える。

## 42 佐久高速道事務所長に委任する事項

用地委託事務処理要綱(平成11年4月1日付け高第24号土木部長通知)の規定に基づく用地の取得及び補償に関する事項

## 43 長野県北信新幹線事務所長に委任する事項

用地委託事務処理要領(平成13年4月1日付け13高北第11号高速道・北陸新幹線局長通知)の規定に基づく用地の取得及び補償に関する事項

別表第3の2中「同(10)のアの(ヘ)」を「同(11)のアの(ヘ)」に、「同(17)のアの(テ)」を「同(18)のアの(テ)」に、「同(18)のアの(チ)」を「同(19)のアの(チ)」に、「同(22)のウ」を「同(24)のウ」に、「同(23)、同

(25)のアの(イ)」を「同(25)、同(27)のアの(イ)」に、「同(26)のアの(カ)」を「同(28)のアの(カ)」に、「同(27)のアの(カ)」を「同(29)のアの(カ)」に、「同(52)のサ」を「同(54)のサ」に、「同(59)のイの(カ)、同(60)のア」を「同(61)のイの(カ)、同(62)のア」に、「同(67)のイ」を「同(69)のイ」に、「同(68)、同(71)のカ」を「同(70)、同(73)のカ」に、「同(72)のイの(カ)」を「同(74)のイの(カ)」に、「同(74)のアの(カ)」を「同(77)のアの(カ)」に、「同(75)のアの(カ)」を「同(78)のアの(カ)」に、「同(76)のアの(カ)」を「同(79)のアの(カ)」に、「同(78)のアの(カ)」を「同(81)のアの(カ)」に、「同(80)のアの(カ)」を「同(83)のアの(カ)」に、「同(83)のキ」を「同(86)のキ」に改め、同4中「別表第2の14の(2)のアの(セ)」を「別表第2の15の(2)のアの(セ)」に、「同(14)のアの(カ)、(カ)及び(カ)」を「同(14)のアの(カ)、(カ)、(カ)及び(カ)」に改め、「同(22)のア」を削り、「同(27)のアの(カ)」を「同(26)のアの(カ)」に、「同(28)のケ」を「同(27)のケ」に、「同(29)のアの(カ)、同(30)のオ、同(31)、同(32)のアの(カ)」を「同(28)のアの(カ)、同(29)のオ、同(30)、同(31)のアの(カ)」に、「同(33)のアの(カ)、同(34)から同(37)」を「同(32)のアの(カ)、同(33)から同(36)」に、「同(38)のイ」を「同(37)のイ」に改め、同5中「別表第2の27の(2)のイ」を「別表第2の29の(2)のイ」に改め、同6中「別表第2の30の(1)のイ」を「別表第2の32の(1)のイ」に改め、同7中「別表第2の33の(1)のオ」を「別表第2の35の(1)のオ」に改め、同8中「別表第2の36の(6)のウ」を「別表第2の38の(6)のウ」に、「及びカ」を「カ、ク及びケ」に、「同37及び同39」を「同39及び同41」に改める。

別表第5中「(本庁の付置機関の長を除く。)」を削り、同1中「共通」を「課長(本庁の付置機関の長を除く。)が共通」に改め、同3中「職員サポート課長」を「職員サポート課内部事務システム推進室長」に改め、同(6)を削り、同(5)を同(6)とし、同(4)の後に次の事項を加える。

## (5) 職員の寒冷地手当の決定

別表第5の3を同4とし、同2の後に次の事項を加える。

## 3 職員サポート課長が専決する事項

長野県長野地方事務所の管轄区域にある職員宿舎(現地機関の長、教育長、警察本部長及び警察署長の所掌に係るもの)を除く。)の管理

別表第6中「税務課分室長、産業活性化・雇用創出推進局若年者就業サポートセンター所長、」を削り、同1の(1)中「又は若年者就業サポートセンター」を削り、同2を削り、同3中「産業活性化・雇用創出推進局若年者就業サポートセンター所長及び」を削り、同3を同2とし、同4を同3とする。

別表第7中「及び出納決算係長」を「及び会計課長があらかじめ指定した職員」に改め、同2中「出納決算係長」を「会計課長があらかじめ指定した職員」に改める。

別表第8の1の(3)中「(平成3年長野県条例第2号)」を削り、同アからセまでを次のように改める。

ア 第3条第1項の規定による個人情報取扱事務登録簿の作成

イ 第4条第6項の規定による通知

ウ 第4条第7項の規定による個人情報の収集目的の明示

エ 第5条第2項の規定による記録情報の利用又は提供

オ 第5条第4項の規定による通知

カ 第5条第5項の規定による制限及び措置の要求

キ 第8条第1項の規定による措置の要求

ク 第11条第3項の規定による補正の要求

- ヶ 第16条第1項の規定による決定及び通知
  - コ 第16条第2項の規定による決定及び通知
  - サ 第17条第2項の規定による期間の延長及び通知
  - シ 第17条第3項の規定による開示決定等及び通知
  - ス 第18条第1項の規定による事案の移送及び通知
  - セ 第19条第1項の規定による通知
- 別表第8の1の(3)に次の事項を加える。
- ソ 第19条第2項の規定による通知
  - タ 第19条第3項の規定による通知
  - チ 第20条第1項の規定による開示の実施
  - ツ 第24条第3項の規定による補正の要求
  - テ 第25条の規定による訂正の実施
  - ト 第27条第1項の規定による決定及び通知
  - ナ 第27条第2項の規定による決定及び通知
  - ニ 第28条第2項の規定による期間の延長及び通知
  - ヌ 第29条第1項の規定による事案の移送及び通知
  - ネ 第30条の規定による通知
  - ノ 第32条第3項の規定による補正の要求
  - ハ 第35条第1項の規定による決定及び通知
  - ヒ 第35条第2項の規定による決定及び通知
  - フ 第36条第2項の規定による期間の延長及び通知
  - ヘ 第37条第1項の規定による通知

別表第8の4の(9)を削り、同(10)を同(9)とし、同(11)を同(10)とし、同(12)を同(11)とし、同8の(5)を同(6)とし、同(4)の次に次の事項を加える。

(5) 当該機関の職員の寒冷地手当の決定

別表第9の1の(7)を削り、同(8)を同(7)とし、同(9)から(11)までを1ずつ繰り上げる。

別表第10の1中「、長野県西駒郷所長」を削り、「長野県情報技術試験場長、長野県工業試験場長、長野県精密工業試験場長、長野県食品工業試験場長」を「長野県工業技術総合センター所長」に改め、同8を次のように改める。

8 福祉事務所長、長野県福祉大学校長、看護専門学校長、介護センター所長、長野県精神保健福祉センター所長、創業支援センター所長、長野県病害虫防除所長及び建設事務所支所長の代決

- (1) 次長（長野県病害虫防除所にあつてはその事務について所長があらかじめ指定した次長）、教頭又は副校長
- (2) (1)の者もともに不在のときは、その事務について当該機関の長が指定した職員

別表第10の11中「長野県諏訪湖健康学園長」の次に「、長野県西駒郷地域生活支援センター所長」を、「長野県上松技術専門校長」の次に「、長野県若年者就業サポートセンター所長」を加え、同11を同12とし、同10を同11とし、同9の次に次の事項を加える。

10 介護老人保健施設所長の代決

事務長

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の事務処理規則別表第2の規定により現地機関の長に委任した平成16年度予算の執行を伴う事務のうち、塩尻市（旧木曽郡樋川村の区域に限る。）

区域におけるものについては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、引き続き当該現地機関の長に委任するものとする。

3 施行日から平成17年5月31日までの間における長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第4条第1項第1号に掲げる事項（平成16年度の歳入に係るものに限る。）に係るこの規則による改正後の事務処理規則別表第2の5の(89)の規定の適用については、同(89)中「松本地方事務所にあつては塩尻市」とあるのは「木曽地方事務所にあつては塩尻市（旧木曽郡樋川村の区域に限る。）、松本地方事務所にあつては塩尻市（旧木曽郡樋川村の区域を除く。）」とする。

人事活性化チーム

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年3月31日

長野県知事 田 中 康 夫

**長野県規則第42号**

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則

（知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則の一部改正）

第1条 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則（昭和36年長野県規則第13号）の一部を次のように改正する。

本則第4号中「、ガス管理事務所」を削り、本則第6号中「、ガス管理事務所の課長、支所長（佐久支所長及び丸子支所長に限る。）、主任企画員及び専門幹」を削る。

（長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正）

第2条 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年長野県規則第48号）の一部を次のように改正する。

本則第5号中「、ガス管理事務所の課長、支所長（佐久支所長及び丸子支所長に限る。）、主任企画員及び専門幹」を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

人事活性化チーム

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成17年3月31日

長野県公営企業管理者 古林弘充

## 長野県公営企業管理規程第1号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程（昭和42年長野県公営企業管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「ガス管理事務所（第15条—第17条の2）」を「削除」に改める。

第2条各号を次のように改める。

(1) 経営企画課

(2) 事業課

第3条を次のように改める。

### 第3条 削除

第4条の見出し及び同条第1項中「総務課」を「経営企画課」に改め、同項第9号中「研修」の次に「（電気及び水道に関する技術的なものを除く。）」を加え、同項第15号中「、予算の配当」を削り、同項第16号中「のとりまとめ」を削り、同項第23号中「経営内容等の調査分析」を「経営及び収支計画」に改め、同項第25号及び第26号を削り、同項第27号中「他の課」を「その他事業課」に改め、同号を同項第25号とし、同条第2項中「総務課」を「経営企画課」に改める。

第5条の見出しを「（事業課）」に改め、同条中「電気課」を「事業課」に、「に係る」を「及び長野県水道事業に係る」に、「総務課」を「経営企画課」に改め、同条第1号中「、人事及び庶務」を「及び研修」に改め、同条第2号から第4号までを削り、同条第5号を同条第2号とし、同条第6号を同条第3号とし、同条第7号を同条第4号とし、同条第8号中「発電計画及び発電施設」を「発電施設及び水道施設」に改め、同号を同条第5号とし、同条第9号中「発電に関する」を削り、同号を同条第6号とし、同条第10号を同条第7号とし、同条第11号を削り、同条第12号を同条第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 事業の許認可申請にすること。

(10) 工事にすること。

第5条第13号を削る。

第6条から第10条までを次のように改める。

### 第6条から第10条まで 削除

第11条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第3章第3節を次のように改める。

#### 第3節 削除

### 第15条から第17条まで 削除

第30条ただし書きを削る。

第31条の見出しを「（ユニットの設置）」に改め、同条第1項を次のように改める。

この管理規程に規定するものほか、本庁の課又は現地機関（以下この条において「課等」という。）に、その事務を分掌させるため、ユニットを置くことができるものとし、その設置及び分掌事務の範囲は、課等の長が定める。

第31条第2項中「に規定する係」を「の規定によりユニットを置く課等」に、「係長」を「、ユニットリーダー」に、「当該機関」を「、当該課等」に改める。

別表第1を次のように改める。

（別表第1） 削除

別表第2の南信発電管理事務所の項中「及び」を「、奥木曽発電所及び」に改め、同表の北信発電管理事務所の項中「、奥木曽発電所」を削る。

別表第3の北信発電管理事務所の項中

菅平ダム発電管理所	小県郡真田町	菅平発電所の運転及び菅平ダムの操作に関する事項
奥木曽発電管理所	松本市	奥木曽発電所の運転に関する事項

を

菅平ダム発電管理所	小県郡真田町	菅平発電所の運転及び菅平ダムの操作に関する事項
-----------	--------	-------------------------

に改める。

別表第4及び別表第5を次のように改める。

（別表第4）及び（別表第5） 削除

別表第5の2を削る。

別表第10の課の項中

係長	課務の分掌及び係員の指揮監督
企画員	高度な企画調整事務

を

企画員

高度な企画調整事務

に改め、同表の総務課の項から水道課の項までを次のように改める。

経営企画課	企業出納員	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第28条第3項に規定する職務
	職員相談員	企業職員の相談
	産業医	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する職務
	総括安全衛生管理者	職員安全衛生管理規程第5条に規定する職務
	主任安全衛生管理者	職員安全衛生管理規程第6条に規定する職務
	衛生管理者	労働安全衛生法第12条第1項に規定する職務
	運転技師	自動車の運転業務
	給与審査幹	職員の扶養親族の認定等に関する事務の総括掌理
事業課	主任専門指導員	専門指導員としての職務及び専門指導員の事務の総括掌理
	副主任専門指導員	専門指導員としての職務及び主任専門指導員の職務遂行の補佐
	専門指導員	専門的な技術指導及び工事の検査
	無線従事者	電波法（昭和25年法律第131号）第39条に規定する職務
	水道技術管理者	水道法（昭和32年法律第177号）第19条第2項に規定する職務

別表第12のガス管理事務所の項を削る。

## 附 則

(施行期日)

- この管理規程は、平成17年4月1日から施行する。  
(長野県企業局職員宿舎管理規程の一部改正)
- 長野県企業局職員宿舎管理規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。  
第3条中「事業主管課長（電気課長、ガス課長及び水道課長をいう。）」を「事業課長」に、「総務課長」を「経営企画課長」に改める。  
第4条、第6条第2項及び第16条（見出しを含む。）中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。  
様式第1号及び様式第3号中「総務課長 様」を「経営企画課長 様」に改める。  
(長野県企業局被服等貸与規程の一部改正)
- 長野県企業局被服等貸与規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項及び第8条（見出しを含む。）中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。  
別表中「ガス事業若しくは」及び「、ガス事業」を削る。  
(長野県企業局文書取扱規程の一部改正)
- 長野県企業局文書取扱規程（昭和36年長野県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条第8号中「（課制の敷かれていない所にあつては係又は事務担当者）」を削る。  
第5条（見出しを含む。）、第9条第1項及び第12条の3第2項中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。  
第16条の2第2項中「総務課長（所にあつては、主管課長を経て総務課長）」を「経営企画課長」に改める。  
第17条第2項及び第23条第1項中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。  
第24条第1項中「総務課に」を「経営企画課に」に改め、同項第9号及び第10号中「総務課長」を「経営企画課長」に改め、同条第2項中「総務課」を「経営企画課」に改める。  
第25条第3項及び第4項を削る。  
第31条第1項中「総務課長」を「経営企画課長」に、「総務課に」を「経営企画課に」に改める。  
第32条第1項及び第33条第1項中「総務課」を「経営企画課」に改める。  
別表第1を次のように改める。

(別表第1) (第4条の3関係)

## 1 本庁

分類区分	分類の方法	記号
基本分類	第1分類 組織規程の課によつて分類する。	別表第3に示す記号を用いる。
	第2分類 組織規程の課によつて分類する。	0の数字を用いる。
	第3分類 主題によつて分類する。	0から9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあつてはその部分についてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはその部分についてはaからzまでのアルファベット）を用いる。
	第4分類 第3分類のそれぞれを主題によつて分類する。	0から9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあつてはその部分についてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはその部分についてはaからzまでのアルファベット）を用いる。
補助分類	第4分類を適宜に細分類する必要があるときに用いる。	基本分類の次にコンマを付して1からの数字を用いる。

## 2 所

## (1) 課制をしく所

分類区分	分類の方法	記号
基本分類	第1分類 組織規程の機関によつて分類する。	別表第3に示す記号を用いる。
	第2分類 組織規程の課によつて分類する。	0から9までの数字を用いる。
	第3分類 主題によつて分類する。	0から9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあつてはその部分についてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはその部分についてはaからzまでのアルファベット）を用いる。
	第4分類 第3分類のそれぞれを主題によつて分類する。	0から9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあつてはその部分についてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはその部分についてはaからzまでのアルファベット）を用いる。
補助分類	第4分類を適宜に細分類する必要があるときに用いる。	基本分類の次にコンマを付して1からの数字を用いる。

## (2) その他の所

分類区分	分類の方法	記号
基本分類	第1分類 組織規程の機関によつて分類する。	別表第3に示す記号を用いる。
	第2分類 組織規程の機関によつて分類する。	0の数字を用いる。
	第3分類 主題によつて分類する。	0から9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあつてはその部分についてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはその部分についてはaからzまでのアルファベット）を用いる。
	第4分類 第3分類のそれぞれを主題によつて分類する。	0から9までの数字（11以上36以下の分類を行う場合にあつてはその部分についてはAからZまでのアルファベット、36を超える分類を行う場合にあつてはその部分についてはaからzまでのアルファベット）を用いる。
補助分類	第4分類を適宜に細分類する必要があるときに用いる。	基本分類の次にコンマを付して1からの数字を用いる。

別表第2の2中「別表第5の2」を「別表第6の2」に、「別表第5の1」を「別表第6の1」に改める。

別表第3の1を次のように改める。

1 本序

課の名称	記号
経営企画課 事業課	企企 経事

「北信発電管理事務所」「北發」を「北信発電管理事務所」「北發」に改め、同表の備考の2中「及び支所」

及び「又は支所名」を削る。

中号第4樣式

「（様式第4号）（第14条関係）（起案用紙甲）

分類 記号	保存 区分	永 ( ) 10 5 3 1 1年未満・累積	净書 者印	照合 者印	施行	年月日	
文書 番号	第 号	決裁	年 月 日	公開・非 公開区分	公開	一部非公開	非公開
処理 期限	年 月 日	決裁 区分		非公開 (公開)			
取 扱 区 分	至急 秘密 親展 書留 速達 電報 はがき ファクシミリ送信 電子メール送信 公印省略 県報登載(増刷 部)			とする部 分・理由			
				公開可能 時 期			
件名						年 月 日 起案 (何々) 課 係 印 (府内電話: 番)	

「(様式第4号)(第14条関係)

(起案用紙甲)

起案日	年月日	決裁日	年月日	施行日	年月日
処理期限	年月日	決裁区分		净書者印	
分類記号		文書番号	第号	取扱区分	
保存区分					
公開・非公開区分		非公開(公開)とする部分・理由	部 分		理 由
公開可能時期					
件名				起案者	(何々)課印 (内線:番)
公開用件名					
管理者 局長 (何々)課長					

に、

「(備考) 1 「保存区分」欄の括弧内は、永年保存の保存期間を記入すること。

2 合議を要するときは、「決裁」欄の下に「合議」欄を適宜設けること。」を

3 「決裁」欄及び「起案者」欄は、これにより難い場合は、適宜改めること。」

「(備考) 合議を要するときは、「決裁」欄の下に「合議」欄を適宜設けること。」に改める。

「(様式第5号)(第14条関係)(起案用紙乙)」を「(様式第5号)(第14条関係)  
(起案用紙乙)」に、

課長	課長補佐	係長	係員	を	「決裁権者	回議	」に、
----	------	----	----	---	-------	----	-----

「2 「決裁」欄は、これにより難い場合は、適宜改めること。

3 「取扱区分」欄は、起案用紙甲の取扱区分に準じて記入すること。」を「2 所にあつては、記名を所長に改めること。」に改める。

4 所にあつては、記名を所長に改めること。」

様式第6号中

「(様式第6号)(第15条関係)(許認可等文書処理カード甲)

分類記号		保存区分	永( )10531 1年未満・累積	公開・非公開区分	非公開(公開)とする部分・理由				公開可能時期
文書番号	第号の からまで	収受	年月日	公開一部					
起案	年月日	決裁	年月日	非公開 非公開					
取扱区分		確認印	収入証紙額	局長	課長	課長補佐	係長	係員	事務担当者
施行	年月日		(件) 円 累計 円						

」

を

「(様式第6号)(第15条関係)

(許認可等文書処理カード甲)

分類記号	保存区分			起案日	年月日	決裁日	年月日	施行日	年月日
文書番号			収受日	取扱区分		認確印	収入証紙類		
公開・非公開区分	非公開(公開)とする部分・理由		公開可能時期			(件)	円累計円		
部 分	理 由			決裁権者	回 議			事務担当者	

「(備考) 1 事案により適宜改めることができること。

に、 2 「決裁」欄は、これにより難い場合は、適宜改めること。 を「(備考) 事案により適宜改めることができること。」に改める。

3 「取扱区分」欄は、起案用紙甲の取扱区分に準じて記入すること。

様式第9号を次のように改める。

(様式第9号)(第15条関係)

(口頭電話記録用紙)

分類記号		保存区分			決裁日	年月日
公開・非公開区分				部 分	理 由	
公開可能時		年 月 日	非公開(公開)とする部分・理由			
決裁権者		回 議			事務担当者	
相手方			区 分			
			接 受	年 月 日		
			日 時	午前(後) 時 分		
			接受者			
件 名						
公開用件名						
用 件						
処理同						

様式第13号中「(第24条、第38条関係)」を「(第24条、第37条関係)」に改める。

様式第14号中「(第25条、第38条関係)」を「(第25条、第37条関係)」に改める。

(長野県企業局公印規程の一部改正)

5 長野県企業局公印規程(昭和36年長野県公営企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第8条第2項中「本庁の主管課において、総務課長」を「経営企画課長」に改める。

「別表中 総務課長 を 経営企画課長 に改める。」